

資料編

奈良市地域福祉推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 奈良市地域福祉計画を円滑に推進実施する体制を整備するため、奈良市地域福祉推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 奈良市地域福祉計画の進捗状況の確認に関すること。
- (2) 奈良市地域福祉計画の進捗に対する検討及び協議に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民団体を代表する者
- (2) 市民から公募した者
- (3) 社会福祉を目的とする団体及び事業者を代表する者
- (4) 保健・医療関係団体を代表する者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、5年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進会議に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、推進会議の会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、福祉政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営その他について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、平成18年9月28日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年12月28日から施行し、改正後の奈良市地域福祉推進会議設置要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

「奈良市地域福祉推進会議」委員名簿

(敬称略)

	役 職 名	委員氏名
市民団体を代表する者	自治連合会会長	竹 村 健
	万年青年クラブ連合会会長	東 出 和 彦
	P T A連合会会長	畑 中 康 宣
	奈良商工会議所青年部会長	山 口 尚 紀
公募した者 市民から	(社福) 青葉仁会 障害者支援施設「萌あおはに」施設長	山 出 哲 史
	(社福) 秋篠茜会理事	栄 孝
社会福祉を目的とする団体 および事業者を代表する者	民生委員・児童委員協議会連合会会長	櫻 井 寛 明
	心身障害者・児福祉協会連合会会長	坂 下 美 恵 子
	奈良県精神障害者地域生活支援団体協議会代表	中 舎 有 子
	(社) 認知症の人と家族の会奈良県支部代表	屋 敷 芳 子
	ボランティア連絡協議会会長	松 村 啓 子
	老人福祉施設連絡協議会会長	秋 吉 美 由 紀
保健・医療 関係団体を 代表する者	医師会会長	広 岡 孝 雄
社会福祉 協議会を 代表する者	社会福祉協議会常務理事	上 谷 勝
	社会福祉協議会評議員	小 西 英 玄
学識経験を 有する者	同志社大学名誉教授	井 岡 勉
	大谷大学教授	山 下 憲 昭
	元奈良大学講師(奈良市社会教育委員)	向 野 幾 世

計 18 人

パブリックコメントの実施結果

奈良市では、平成25年1月29日から平成25年2月15日までの間、第2次奈良市地域福祉計画（素案）に対する意見募集を行いました。寄せられた意見の概要と寄せられた意見についての本市の考え方を次のとおり示します。

1. 意見の提出状況

- (1) 意見の提出件数 4件
- (2) 意見の提出方法 持参 4件

2. 意見の概要及び市の考え方

意見の概要	市の考え方
<p>1. (2) 【小地域ネットワーク活動の促進】</p> <p>地方公共団体が市民、地域団体、ボランティア団体、事業者を福祉資源として使っているように思う。住民のために地方公共団体があるので、住民同士による支え合いを増進する政策が必要。例えば、住民同士が知り合う社交場を設けるべき。奈良市で発生する問題は地方公共団体が解消するのではなく、住民同士で解決する方法を模索し、国債残高が増える現在、税によるサービスは低減すべき。</p>	<p>○市民、地域団体、ボランティア団体、事業者の参画・協働のもと地域福祉の推進があると考えており、決して福祉資源という考え方ではございません。地域において発生する問題を地域の住民等により解決できるよう、行政として支援していくことは、非常に重要なことと認識しており、支援の方策については、社会情勢の変化に対応しながら検討していかなければならないと考えております。</p>
<p>2. (1) 【相談支援体制の充実】</p> <p>精神障害者1級と2級のハードルが離れすぎているため、2級でも程度がかなり悪い方もいる。対象等級が1級のを2級まで広げてほしい。障害者が子育てするのは、大変なことが多いので、総合的に理解し、適切に助言できる体制、施策をお願いしたい。</p> <p>4. (1) 【バリアフリーの推進と交通手段の確保】</p> <p>パーキングパーミット制度を組み込み、先行導入をお願いしたい。</p>	<p>○今後も地域と連携を取り、相談体制が充実していくよう努めてまいります。</p> <p>○外見では分かりにくい内部障害をお持ちの方の場合、身体障害者用駐車場の利用がしづらい場合がある等のご意見もいただいており、市域に関わらず広域的な問題であり関係課とも連携を図ってまいるとともに、奈良市バリアフリー基本構想においても検討をおこなってまいります。</p>

意見の概要	市の考え方
<p>5. (1)【女性・子ども・子育て支援の推進】</p> <p>子育て支援には熱心だが、方策は全くの見当違い。子育ての責務は親であり、役所ではない。保育園やバンビホームの時間延長はナンセンス。親が愛情を持って育むことで、子どもは自然に親や年寄りを大切にしなければという気持ちが芽生える。そのような社会環境を作ることが先決。</p>	<p>○子育ての中心には保護者がおり、子育ての責務を担うのは家庭であります。役所が子育てするものではないとのご意見はおっしゃる通りと思います。</p> <p>しかしながら、全国的に少子化が進行している中で、核家族化や女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労形態の多様化により子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化等により家庭や地域での子育て力が低下しており、市には、子どもを安心して生み育てられる環境づくりが求められています。</p> <p>子どもにとって保護者は、保護者にとって子どもは、共にかけがえのない存在です。更に、地域の中で、年齢をこえた温かい人間関係の中で子育てできることは、子育てに負担感、孤立感を持ちがちになる保護者にとっては、心のゆとりと安心感をもたらします。</p>
<p>【その他】</p> <p>文章だけにとどまらず、実行できるよう財政的な支援も含めてよろしくお願ひしたい。</p>	<p>○計画を策定するうえで、その計画が実行されなければ意味のない計画になってしまいます。</p> <p>そのために、毎年各施策の進捗状況を点検し改善を要すべき点については検討を行うことで計画の実施を進めてまいります。</p>

奈良市地域福祉計画 平成25年3月

発行／奈良市 保健福祉部 福祉政策課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

TEL 0742-34-4994

FAX 0742-34-4598

Eメール fukushiseisaku@city.nara.lg.jp